# 医療補償　補償の説明

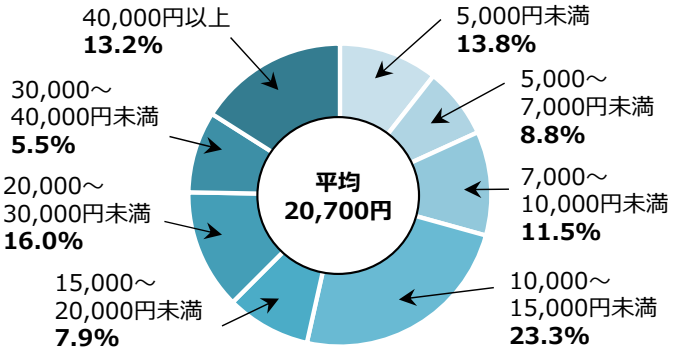




入院費って
いくらぐらいかかるの？

入院時の1日あたりの自己負担費用

［集計ベース：過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人
（高額療養費制度を利用した人および利用しなかった人（適用外含む））］




※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含みます。）
　や衣類、日用品費等を含みます。
※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額となります。
【出典】（公財）生命保険文化センター「令和４年度　生活保障に関する調査」

さらに　病気によっては入院期間が長くかかります。

脳血管疾患での
平均入院期間は
**68.9日！**

**差額ベッド代や入院時の食事代、日用品代等は、
高額療養費制度の対象外です。**

【出典】「令和5年患者調査」（厚生労働省）をもとに
東京海上日動にて作成

だから　**長期の入院への
準備ができると安心です。**



公的医療保険は
あるけれど・・・

**もしもの病気のリスクに備えて病気をしたとき、
公的医療保険制度に加えて、
「医療補償」があると安心です。**

公的医療保険制度と自己負担額の詳細は次ページをご確認ください。

# 医療補償　補償の説明






**病気**や**ケガ**をしたとき、公的医療保険に加えて**「医療補償」**があると安心です。

病気やケガのリスクに備えるための手段である保険には、大きく分けて公的医療保険と民間保険があります。

## ［医療費の一部負担（自己負担）割合について］

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度とは、病気やケガをしたときに医療費の一部が軽減される制度です。医療保険行為を受けた医療機関で保険証を提示すると、医療費の自己負担額が原則１～３割になります。

| 年齢 | 一般所得者等 | 一定以上所得者 | 現役並み所得者 |
|---|---|---|---|
| 75歳以上 | １割負担 | ２割負担 | ３割負担 |
| 70～74歳 | ２割負担 | | |
| 6歳（義務教育就学後）～69歳 | ３割負担 | | |
| 義務教育就学前 | ２割負担（自治体により異なる） | | |

【出典】厚生労働省のホームページ等をもとに東京海上日動にて作成

※ 2026年6月時点の内容（東京海上日動調べ）を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

## ［高額療養費制度について］

医療機関等の窓口で支払う医療費が１か月（１日から末日まで）で上限額を超えた場合に、年齢や所得に応じて超過した部分が払い戻される制度です。

70歳未満の場合の上限額

＜2026年8月～2027年7月＞

| 所得区分 | | ひと月の上限額（世帯ごと） | 4回目からの上限額*1 | 年単位の上限額 |
|---|---|---|---|---|
| ① | 年収約1,160万円～ | 270,300円+（医療費-901,000円）×１％ | 140,100円 | 1,680,000円 |
| ② | 年収約770万円～約1,160万円 | 179,100円+（医療費-597,000円）×１％ | 93,000円 | 1,110,000円 |
| ③ | 年収約370万円～約770万円 | 85,800円+（医療費-286,000円）×１％ | 44,400円 | 530,000円 |
| ④ | ～年収約370万円 | 61,500円 | 44,400円 | 530,000円*2 |
| ⑤ | 住民税非課税者 | 36,900円 | 24,600円 | 290,000円 |

【出典】厚生労働省のホームページ等をもとに東京海上日動にて作成

＊1　過去12か月以内に３回以上、上限額に達した場合は、４回目以降から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
＊2　年収約200万円未満の方は、年単位の上限額が410,000円となり、2027年8月以降に償還払いされます。
※2026年6月時点の内容（東京海上日動調べ）を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。




公的医療保険を活用しても自己負担は発生し、療養期間が長引くことで負担も大きくなります。また、差額ベッド代や先進医療の技術料等、公的医療保険が適用されない費用もあります。

**だから**　公的医療保険の不足分に対する備えとして、「医療補償」への加入をご検討ください。

# 医療補償　補償の説明



**こんな時は
おまかせください！**

## 入院・手術等をきめ細かく補償！



**入院は１日目から**



**手術や放射線治療にも**

## 補償ケース

病気やケガで入院・手術をした場合等に保険金をお支払いします。

| | |
|---|---|
| **疾病入院** | 病気で入院したときに１日目から保険金をお支払いします。<br>※１回の入院について１８０日を限度とします。 |
| **疾病手術** | 病気で手術*1をしたときに保険金をお支払いします。<br>*1　傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか１種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。<br>*2　「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。 |
| **放射線治療** | 病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。<br>※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、６０日の間に１回のお支払いを限度とします。 |
| **傷害入院** | ケガで入院したときに１日目から保険金をお支払いします。<br>※１回の入院について１８０日を限度とします。 |
| **傷害手術** | ケガで手術*1をしたときに保険金をお支払いします。<br>*1　傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか１種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。<br>*2　「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。 |

# 医療補償　補償の概要等



保険期間：１年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、タイプ選択画面にてご確認ください。

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

## 医療補償

**病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。**
この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

| | | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|---|---|---|---|
| 医療補償基本特約 | 疾病入院保険金 | 病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合<br>▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。<br>ただし、１回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度（疾病入院免責日数*1は含みません。）とします。<br>※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。<br>*1　保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。<br>*2　１回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 | ・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた病気やケガ*1<br>・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガ<br>・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分）<br>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ<br>・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガ<br>・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ<br>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ<br>・アルコール依存および薬物依存<br>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの<br>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3<br>等<br><br>*1　該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。<br>*2　初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から１年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。<br>*3　病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。 |
| | 疾病手術保険金 | 病気の治療のため、保険期間中に**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合**<br>▶以下の金額をお支払いします。<br>①重大手術（詳細は欄外ご参照）：疾病入院保険金日額の４０倍<br>②①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の１０倍<br>③①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の５倍<br>*1　傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により「手術等管理料」として算定されるもの等については、保険金をお支払いできません。また、時期を同じくして*2 ２種類以上の手術を受けた場合には、いずれか１種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。<br>*2　「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。 | |
| | 放射線治療保険金 | 病気やケガの治療のため、保険期間中に**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合**<br>▶疾病入院保険金日額の１０倍の額をお支払いします。<br>*1　血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、６０日の間に１回の支払を限度とします。 | |
| | 傷害入院保険金 | ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が傷害入院免責日数*1を超えた場合<br>▶傷害入院保険金日額に入院した日数（入院日数－傷害入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。<br>ただし、１回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数*2を限度（傷害入院免責日数*1は含みません。）とします。<br>※傷害入院保険金が支払われる入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。<br>*1　保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。<br>*2　１回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 | |
| | 傷害手術保険金 | ケガの治療のため、保険期間中に**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合**<br>▶以下の金額をお支払いします。<br>①重大手術（詳細は欄外ご参照）：傷害入院保険金日額の４０倍<br>②①以外の入院中の手術：傷害入院保険金日額の１０倍<br>③①および②以外の手術：傷害入院保険金日額の５倍<br>*1　傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により「手術等管理料」として算定されるもの等については、保険金をお支払いできません。また、時期を同じくして*2 ２種類以上の手術を受けた場合には、いずれか１種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。<br>*2　「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。 | |

※「１回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院と同一の病気やケガ*1によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます（「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。）。
①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術

*1　医学上重要な関係がある病気やケガは同一とみなします。

上記は団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

# がん補償　補償の説明





がんは
気になる病気よね・・・

## 日本の「がん（悪性新生物）」の総患者数は、約517万人！

主ながん（悪性新生物）の患者数

（単位：万人）

| 悪性新生物 | 総数 | 男性 | 女性 |
|---|---|---|---|
| 胃 | 28.1 | 18.5 | 9.6 |
| 結腸および直腸 | 56.4 | 30.1 | 26.1 |
| 肝および肝内胆管 | 8.1 | 5.6 | 2.5 |
| 気管、気管支および肺 | 33.3 | 20.0 | 13.4 |
| 乳房 | 79.0 | 0.6 | 78.4 |

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わない場合があります。

【出典】「令和5年患者調査」（政府統計の総合窓口(e-Stat)）をもとに東京海上日動にて作成

**一生のうち、おおよそ2人に１人が
がんと診断されると言われています。**

さらに　**心配なのは、医療費！**

医療費・自己負担額の例
（胃がんで15日間入院したケース）

| | |
|---|---|
| **医療費の自己負担額**(月をまたいで入院) | **180,970円** |
| **差額ベッド代他** | **134,200円** |
| **合計** | **約31.5万円** |

※70歳未満、標準報酬月額28万円～50万円の給与所得者の例
※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合
（実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。）

【出典】（公財）生命保険文化センター
「医療保障ガイド」（2025年4月改訂版）をもとに東京海上日動にて作成

だから　**まとまった資金の準備ができると安心です。**



公的医療保険は
あるけれど・・・

**もしものがんのリスクに備えて、
公的医療保険制度に加えて、
「がん補償」があると安心です。**

公的医療保険制度と自己負担額の詳細は次ページをご確認ください。

2026年10月作成　26TX-003271

# がん補償　補償の説明






公的医療保険に加えて
**「がん補償」**があると安心です。

がんのリスクに備えるための手段である保険には、大きく分けて公的医療保険と民間保険があります。

## ［医療費の一部負担（自己負担）割合について］

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度とは、病気やケガをしたときに医療費の一部が軽減される制度です。医療保険行為を受けた医療機関で保険証を提示すると、医療費の自己負担額が原則１～３割になります。

| 年齢 | 一般所得者等 | 一定以上所得者 | 現役並み所得者 |
|---|---|---|---|
| 75歳以上 | １割負担 | ２割負担 | ３割負担 |
| 70～74歳 | ２割負担 | | |
| 6歳（義務教育就学後）～69歳 | ３割負担 | | |
| 義務教育就学前 | ２割負担（自治体により異なる） | | |

【出典】厚生労働省のホームページ等をもとに東京海上日動にて作成

※ 2026年6月時点の内容（東京海上日動調べ）を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

## ［高額療養費制度について］

医療機関等の窓口で支払う医療費が１か月（１日から末日まで）で上限額を超えた場合に、年齢や所得に応じて超過した部分が払い戻される制度です。

70歳未満の場合の上限額

＜2026年8月～2027年7月＞

| 所得区分 | | ひと月の上限額（世帯ごと） | 4回目からの上限額*1 | 年単位の上限額 |
|---|---|---|---|---|
| ① | 年収約1,160万円～ | 270,300円+（医療費-901,000円）×１％ | 140,100円 | 1,680,000円 |
| ② | 年収約770万円～約1,160万円 | 179,100円+（医療費-597,000円）×１％ | 93,000円 | 1,110,000円 |
| ③ | 年収約370万円～約770万円 | 85,800円+（医療費-286,000円）×１％ | 44,400円 | 530,000円 |
| ④ | ～年収約370万円 | 61,500円 | 44,400円 | 530,000円*2 |
| ⑤ | 住民税非課税者 | 36,900円 | 24,600円 | 290,000円 |

【出典】厚生労働省のホームページ等をもとに東京海上日動にて作成

＊1　過去12か月以内に３回以上、上限額に達した場合は、４回目以降から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
＊2　年収約200万円未満の方は、年単位の上限額が410,000円となり、2027年8月以降に償還払いされます。
※2026年6月時点の内容（東京海上日動調べ）を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。




公的医療保険を活用しても自己負担は発生し、療養期間が長引くことで負担も大きくなります。また、差額ベッド代や先進医療の技術料等、公的医療保険が適用されない費用もあります。

**だから**　公的医療保険の不足分に対する備えとして、「がん補償」への加入をご検討ください。

# がん補償　補償の説明



**こんな時は
おまかせください！**

## 初期のがんでも、再発・転移しても・・・
## がんのリスクに備えて、充実の補償をご用意しました！




**がんと診断されたら
上皮内新生物も白血病も**



**入院は１日目から、
支払日数の制限なし**




**入院前後の
通院治療**

**手術、放射線治療、
抗がん剤治療の通院にも**



**がんの手術に備えて**

## 補償ケース

がんと診断確定*1された場合や、がん治療のために入院をされた場合等に保険金をお支払いします。

＜特長＞

■がんのリスクに備えて

・がん診断保険金や入院保険金等でがんにかかる費用に備えます。

・入院１日目から、支払日数の制限なく入院保険金をお支払いします。

・三大治療*2のための通院は、入院の有無を問わず、また、支払日数の制限なく通院保険金をお支払いします。

・「上皮内新生物」や「白血病」も補償対象になります。

*1　がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

*2　「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。

| | |
|---|---|
| **がん診断** | がんと診断確定されたときに保険金（一時金）をお支払いします。<br>なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治ゆした後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。*1<br>*1　支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて１年以内であるときは保険金をお支払いできません。 |
| **がん入院・手術** | がんで入院（日帰り入院も含みます。）や所定の手術*1をしたときに保険金をお支払いします。<br>*1　時期を同じくして*2　２種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。<br>*2　「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。 |

保険金をお支払いする主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

# がん補償　補償の説明



| | |
|---|---|
| **がん通院**<br>**がん通院延長** | がんで入院（日帰り入院も含みます。）したときに、その前後の通院に対して保険金をお支払いします。なお、三大治療のための通院については、入院の有無を問わず保険金をお支払いします。 |
| **がん生活支援** | 以下の場合に、毎年１回、最大で１０年間（１０回）にわたり保険金をお支払いします。<br>①がんと診断確定されたとき（第1回がん生活支援保険金）<br>②てん補期間*1 中に、がんの治療を直接の目的として毎年所定の治療*2を受けたとき（第2回以後がん生活支援保険金）<br>*1　がんと診断確定された日から１０年後の応当日の前日までの期間をいいます。<br>*2　所定の治療については、「補償の概要等」をご確認ください。 |
| **がん先進医療** | がんで先進医療*1を受けたときに保険金をお支払いします。<br>*1　先進医療については、「補償の概要等」をご確認ください。 |

**新規ご加入の場合、加入者保険期間の初日よりその日を含めて９０日（待機期間）を経過した日の翌日の午前０時より前にがんと診断確定されていた場合は、保険金をお支払いできません。**

# がん補償　補償の概要等



保険期間：１年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、タイプ選択画面にてご確認ください。

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

## がん補償

**保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等（介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。**

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1　補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

> 悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ＩＣＤ－10（2013年版）準拠」および厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学（ＮＣＣ監修）第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。
>
> なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合*2で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

*2　国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版（ICD-O-3.2）院内がん登録実務用」等は含みません。

**【ご注意】**この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期日からその日を含めて９０日を経過した日の翌日の午前０時より前にがんと診断確定されていた場合は、保険金をお支払いできません。また、初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

| | | 保険金をお支払いする主な場合 |
|---|---|---|
| がん補償基本特約＋がん通院保険金の対象期間延長特約（三大治療用） | がん<br>診断保険金 | 保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合<br>■初めてがんと診断確定された場合<br>■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）が、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてそのがんが再発または転移したと診断確定されたとき<br>■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合<br>▶がん診断保険金額をお支払いします。<br>ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて１回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて１年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。 |
| | がん<br>入院保険金 | がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその**治療のため入院（日帰り入院を含みます。）を開始された場合**<br>▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。<br><br>※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。 |
| | がん<br>手術保険金 | がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に**所定の手術を受けられた場合**<br>▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の１０倍、２０倍または４０倍の額をお支払いします。<br>ただし、時期を同じくして*1　２種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。<br><br>*1　「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。 |
| | がん<br>通院保険金<br>・<br>がん通院<br>延長保険金 | ・がん通院保険金<br>がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院（日帰り入院を含みます。）を開始し、以下の条件のすべてを満たす**通院（往診を含みます。）をされた場合**<br>■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること<br>■入院の原因となったがんの治療のための通院であること<br>■入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内（入院前通院期間）または退院日の翌日からその日を含めて365日以内（退院後通院期間）に行われた通院であること<br>▶がん通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。<br>・がん通院延長保険金<br>がんと診断確定され、保険期間中に以下の条件を満たす三大治療*1のための**通院（往診を含みます。）をされた場合**<br>■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること<br>▶がん通院延長保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。<br><br>※がん通院保険金およびがん通院延長保険金は、がん入院保険金と重複してはお支払いできません。<br>※がん通院保険金は、退院後通院期間中に新たに入院（日帰り入院を含みます。）をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、重複してはお支払いできません。<br>※がん通院延長保険金は、がん通院保険金が支払われる日の通院（更新前契約で支払われる通院を含みます。）に対しては、重複してはお支払いできません。<br><br>*1「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。 |

上記は団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

# がん補償　補償の概要等



保険期間：１年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、タイプ選択画面にてご確認ください。

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

| | 保険金をお支払いする主な場合 |
|---|---|
| がん<br>先進医療特約 | がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に先進医療*1を受けられた場合<br>▶先進医療*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。<br>ただし、保険期間を通じて、がん先進医療保険金額を限度とします。<br><br>*1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。<br>*2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。<br>ⅰ．公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む）<br>ⅱ．先進医療以外の評価療養のための費用<br>ⅲ．選定療養のための費用<br>ⅳ．食事療養のための費用<br>ⅴ．生活療養のための費用<br>*3 次のいずれかに該当するものをいいます。<br>ⅰ．診察<br>ⅱ．薬剤または治療材料の支給<br>ⅲ．処置、手術その他の治療 |
| がん<br>生活支援特約 | ・第１回がん生活支援保険金<br>保険期間中にがんと診断確定された場合<br>▶第１回がん生活支援保険金額をお支払いします。<br>・第２回以後がん生活支援保険金<br>てん補期間*1中に、がんの治療を直接の目的として毎年以下の治療を受けた場合<br>■手術　■放射線治療　■抗がん剤治療　■造血幹細胞移植<br>▶第２回以後がん生活支援保険金額をお支払いします。<br>ただし、保険金支払基準日*2から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けなかった場合は、保険金をお支払いしません。その翌年度以降の保険金支払基準日*2から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けた場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は１回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。<br><br>*1 第１回がん生活支援保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年後の応当日（10回目の保険金支払基準日*2）の前日までをいいます。<br>*2 １回目は最初に保険金を支払うべきがんと診断確定された日、２回目以降は１回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。 |

**【「がん先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】**

一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。

事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の３週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。

*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。

*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・粒子線治療*1が「がん先進医療特約」のお支払対象となる先進医療であること。

・責任開始日から１年以上継続してご加入いただいていること。

・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

# 介護補償　補償の説明



## もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。



公的介護保険は
あるけれど・・・

**介護にかかるお金は・・・？**

**一時費用*1の合計：**
**平均74万円**

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッド等の福祉用品の購入等により初期費用がかかる可能性があります。

*1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

【出典】（公財）生命保険文化センター「2021（令和3）年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

要介護状態初期に一時的に必要となる主な費用の目安（自費で購入した場合）

※いずれも自費で購入した場合の初期費用（目安）で、公的介護保険の対象になる場合があります。

**車いす**
- ■自走式 ・・・ 5～21万円
- ■電動式 ・・・ 30～67万円

**階段昇降機**
- ■いす式直線階段用 ・・・・・・・・・ 52万円～
- ※工事費別途

**特殊寝台（介護ベッド）**
- ■16～61万円
- ※機能により金額は異なる

**手すり**
- ■廊下・階段・浴室用等・・・ 2万円～
- ※サイズ・素材により金額は異なる（工事費別途）

**ポータブルトイレ**
- ■水洗式 ・・・・・ 3～7万円
- ■シャワー式 ・・・ 13～19万円

**移動用リフト**
- ■据置式 ・・・ 24～90万円
- ■レール走行式 ・・・ 56万円～
- ※工事費別途

【出典】（公財）生命保険文化センター「介護保障ガイド」（2024年10月改訂版）をもとに東京海上日動にて作成

だから　**介護にはまとまった資金準備があると安心です。**

# 介護補償 補償の説明



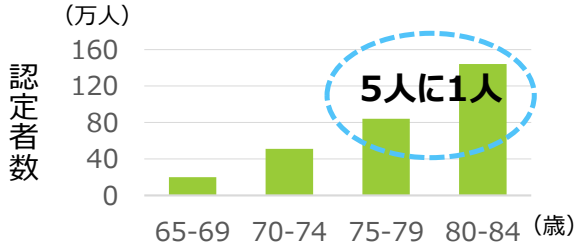
## もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。



介護になったときの
費用が不安・・・

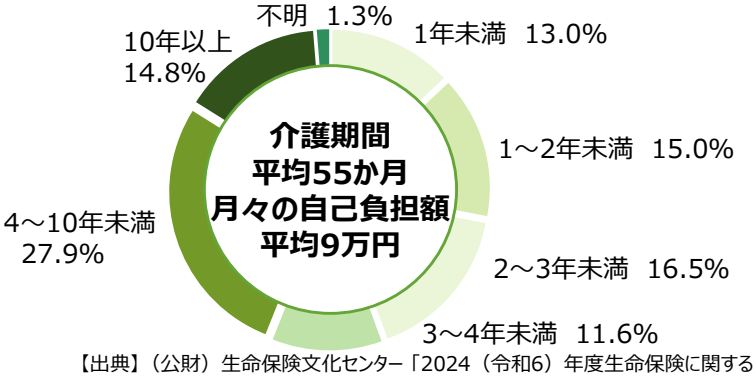
### 介護は身近なリスク

●要介護・要支援認定者数および認定率




【出典】「令和5年度介護保険事業状況報告」（厚生労働省）
「令和5年人口推計」（政府統計の総合窓口(e-Stat)）をもとに
東京海上日動にて作成

### 介護期間と自己負担額




【出典】（公財）生命保険文化センター「2024（令和6）年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

75～84歳では5人に1人が
要介護・要支援状態に

**しかも**

月々の自己負担額
平均9万円

介護は長期間におよびます
・約54%が３年以上
・平均介護期間55か月

**【費用総額のシミュレーション（1人あたり）】**

**月々の自己負担額 平均9万円** × **介護期間 平均55か月** = **費用総額 平均約495万円**

※公的介護保険の自己負担分・公的介護保険対象外の自費出費額

【出典】（公財）生命保険文化センター「2024(令和6)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

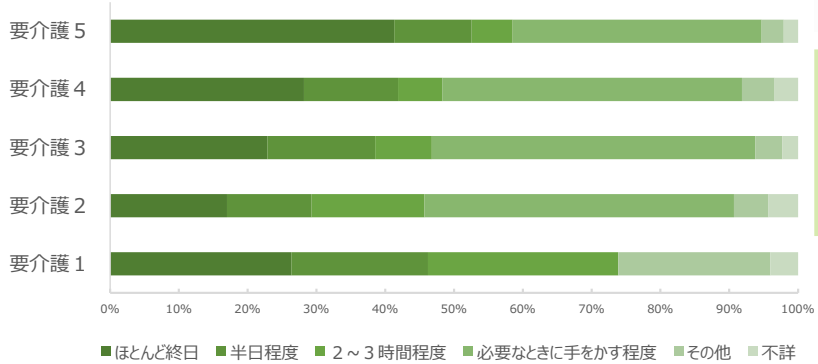
**実際に** 「公的介護保険だけでは不十分」と感じている人が全体の57.5%にのぼっており、費用面での心配をしている方が多くいます。

【出典】（公財）生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」

**だから** **長期にわたる介護費用に備えた資金準備があると安心です。**

### 介護と仕事の両立

●同居の主な介護者の介護従事時間




働きながら介護を行う場合、
経済的負担に加え、長時間にわたる介護で
時間的にも大きな負担が生じます。

【出典】「令和４年国民生活基礎調査」
（厚生労働省）をもとに
東京海上日動にて作成



介護で仕事をやめたくないなぁ

**毎年
約７万人が
介護・看護離
職しています**

●介護・看護離職者の数

（単位：千人）

| | 男女計 | 男性 | 女性 |
|---|---|---|---|
| 20歳代以下 | 5.4 | 3.0 | 2.3 |
| 30歳代 | 8.7 | 1.7 | 7.0 |
| 40歳代 | 7.6 | 1.6 | 6.0 |
| 50歳代 | 28.1 | 10.2 | 17.8 |
| 60歳代以上 | 23.0 | 9.3 | 13.7 |
| 合計 | 72.6 | 25.7 | 46.9 |

※介護・看護を理由に離職した人数
※小数第2位を四捨五入。男女別の数値と計は 必ずしも一致しない

介護離職を余儀なくされた場合、
離職によって収入が減少するリスクがあります。

【出典】「令和４年雇用動向調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

**だから** **介護と仕事の両立ができるよう、ホームヘルパーの活用も見据え、
資金準備があると安心です。**

### 増加する認知症患者数の将来推計

| 65歳以上の認知症患者数 | 2022年 | 2030年 | 2040年 | 2050年 | 2060年 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 443万人 | 523万人 | 584万人 | 586万人 | 645万人 |

【出典】九州大学「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究報告書」をもとに東京海上日動にて作成

認知症患者数は年々増加することが見込まれます。
**介護補償は認知症アシスト**
（サービスのご案内をご参照ください）で
認知症の方ご本人やご家族を**支援します。**

# 介護補償（認知症アシスト付き）
# 補償の説明



**こんな時は
おまかせください！**

## 介護に要する費用に備えることができます！



**所定の要介護状態になった**

## 補償ケース

保険の対象となる方が所定の要介護状態となった場合に保険金（一時金）をお支払いします。これにより、公的介護保険制度を利用しても自己負担が生じる自宅改修や介護用品購入等の費用に備えることができます。
また、認知症になっても安心して生活していただけるよう、保険の対象となる方とそのご家族を支える各種サービス（認知症介護電話相談等）をご用意しています（サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください。）。

### ＜補償の型＞

| | |
|---|---|
| **独自基準追加型（要介護２）** | 公的介護保険制度に基づく要介護２以上の認定を受けた場合または東京海上日動所定の要介護状態（要介護２用）＊1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に保険金（一時金）をお支払いします。<br>＊1　東京海上日動所定の要介護状態（要介護２用）については、「補償の概要等」をご確認ください。 |

## 「独自基準追加型」とは

### ［「独自基準追加型」とは］

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に加えて、別途、東京海上日動が定めた所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。
これは、公的介護保険制度の特徴を踏まえた補償であり、公的介護保険制度による給付の対象外となってしまう「３９歳以下の方」が要介護状態になった場合や、「加齢に起因する疾病（１６種類の特定疾病）以外の疾病」や「ケガ」により要介護状態になった場合についても保険金をお支払いできるメリットがあります。

### ［ご参考：公的介護保険制度の特徴］

特徴①：４０歳以上の方のみが対象
⇒「３９歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外！

特徴②：４０歳以上６４歳以下の方は給付が限定的
⇒４０歳以上６４歳以下の方は「加齢に起因する疾病（１６種類の特定疾病）」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病（１６種類の特定疾病）以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外！
※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度とは」をご確認ください。

# 公的介護保険制度とは



## ［公的介護保険制度の概要］

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

## ［公的介護保険制度の被保険者（加入者）と受給要件］

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

| 年齢 | 39歳以下 | 40歳以上64歳以下*1 | 65歳以上 |
|---|---|---|---|
| 被保険者 | 被保険者ではない | 第２号被保険者 | 第１号被保険者 |
| 受給要件 | 対象外 | 要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）による場合に限定 | 原因を問わず以下の状態となったとき<br>●要介護状態<br>（寝たきり、認知症等で介護が必要な状態）<br>●要支援状態<br>（日常生活に支援が必要な状態） |

＊1　公的医療保険（国民健康保険・被用者保険）の加入者である必要があります。

## ［公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分について］

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は２つに、要介護は５つに分けられています。

| 状態区分 | | 状態像 |
|---|---|---|
| 非該当（自立） | | 歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。 |
| 要支援 | 1 | 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。 |
| | 2 | 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。 |
| 要介護 | 1 | 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。 |
| | 2 | 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。 |
| | 3 | 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。 |
| | 4 | 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。 |
| | 5 | 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。 |

# 介護補償（認知症アシスト付き）
# 補償の概要等



※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、タイプ選択画面にてご確認ください。

保険期間：１年

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

## 介護補償（一時金払介護）

**保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。**
この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

［独自基準追加型（要介護２）］

<table>
<tr><th></th><th>保険金をお支払いする主な場合</th><th>保険金をお支払いしない<br>主な場合</th></tr>
<tr>
<td>介護補償基本特約＋公的介護保険制度連動補償部分の要介護３以上から要介護２以上への補償拡大に関する特約＋所定の要介護状態（要介護２用）の追加補償特約</td>
<td>保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護２以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が診断された日から９０日を超えて継続した場合<br>①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。
<table>
<tr><td>歩行</td><td>壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま１０秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても５ｍ程度の歩行ができない。</td></tr>
<tr><td>寝返り</td><td>ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。</td></tr>
<tr><td>入浴その他の複雑な動作等</td><td>次のア．またはイ．のいずれかに該当する状態<br>ア．車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。）<br>(ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。<br>(イ)自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。<br>イ．介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。</td></tr>
<tr><td>排せつ等日常生活上の一部の行為</td><td>次のア．からウ．のいずれにも該当する状態<br>ア．自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のよごれた部分を拭く行為またはトイレ内でよごれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のよごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。）<br>イ．歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。<br>ウ．洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。</td></tr>
</table>
②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。<br>・衣類の着脱の際に、(1) ボタンのかけはずし、(2) 上衣の着脱、(3) ズボンまたはパンツ等の着脱、(4) 靴下の着脱について、次のア．またはイ．のいずれかに該当する状態であること。<br>ア．２つ以上の行為についてできない状態<br>イ．できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて３つ以上ある状態</td>
<td>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1<br>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態<br>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分）<br>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態<br>・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態<br>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態<br>・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態<br>・先天性疾患によって生じた要介護状態<br>・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態<br>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3<br>等<br><br>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。<br>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から１年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。<br>*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</td>
</tr>
</table>

次ページに続く

上記は団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

# 介護補償（認知症アシスト付き）
# 補償の概要等



※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、タイプ選択画面にてご確認ください。

保険期間：１年

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

| | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|---|---|---|
| 介護補償基本特約＋公的介護保険制度連動補償部分の要介護３以上から要介護２以上への補償拡大に関する特約＋所定の要介護状態（要介護２用）の追加補償特約 | ・認知症により以下に記載する問題行為が２項目以上見られること。ただし、(1)から(21)までの項目については、少なくとも１か月間に１回以上の頻度で現れる状態をいいます。<br>(1) ひどい物忘れがある。<br>(2) まわりのことに関心を示さないことがある。<br>(3) 物を盗られた等と被害的になることがある。<br>(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。<br>(5) 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。<br>(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。<br>(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。<br>(8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。<br>(9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。<br>(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。<br>(11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。<br>(12) 目的もなく動き回ることがある。<br>(13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。<br>(14) 外出すると病院、施設、家等に１人で戻れなくなることがある。<br>(15) １人で外に出たがり目を離せないことがある。<br>(16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。<br>(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。<br>(18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。<br>(19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。<br>(20) 食べられないものを口に入れることがある。<br>(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。<br>(22) 自力で内服薬を服用できない。<br>(23) 金銭の管理ができない。<br>(24) 自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。<br>(25) 現在の季節を理解できない。<br>(26) 今いる場所の認識ができない。<br><br>▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。<br>ただし、保険の対象となる方１名につき１回に限ります。 | （前ページと同じ） |

上記は団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

# 重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕
# 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

**［マークのご説明］** 契約概要 **保険商品の内容をご理解いただくための事項**　注意喚起情報 **ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項**

## Ⅰ ご加入前におけるご確認事項

### 1 商品の仕組み

契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はお手続きサイト等に記載のとおりです。
この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、お手続きサイト等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

### 2 基本となる補償および主な特約の概要等

契約概要　注意喚起情報

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、お手続きサイト等をご確認ください。

### 3 補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約＊1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください ＊2 。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
●救援者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約（人格権侵害等） ●トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約（医療用・所得補償用）
●がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約 ●教育継続支援特約

＊1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
＊2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
※補償の重複に関する確認のため、東京海上日動は他のご契約の代理店に本契約に関する情報を提供することがあります。

### 4 保険金額等の設定

契約概要

この保険の保険金額＊1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はお手続きサイト等をご確認ください。
保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額＊1＊2の増額等はできません。

（金融庁ホームページ）

**[所得補償・団体長期障害所得補償]**

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額＊1は、平均月間所得額＊3以下（平均月間所得額＊3の85%以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額＊3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）。

＊1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額＊4×約定給付率とします。
＊2 がん補償においては、更新時でも保険金額の増額等はできません。
＊3 直前12か月における保険の対象となる方の所得＊5の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。
＊4 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。
＊5 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

### 5 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要　注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、お手続きサイト等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはお手続きサイト等にてご確認ください。

### 6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### （1）保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、お手続きサイト等をご確認ください。
※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

#### （2）保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

払込方法・払込回数については、お手続きサイト等をご確認ください。

#### （3）保険料の一括払込みが必要な場合について 注意喚起情報

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
④ご加入者の加入部分＊1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分＊1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分＊1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「Ⅱ-１告知義務」をご確認ください。

＊1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

### 7 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

### 1 告知義務

注意喚起情報

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-１ 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

**［告知事項・通知事項一覧］**

★：告知事項　☆：告知事項かつ通知事項

| 基本補償・特約 ＼ 項目名 | 傷害補償 | 所得補償 | 団体長期障害所得補償 | 医療補償 がん補償 | 介護補償 | 個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救援者費用等 弁護士費用等 トラブル対策費用 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 生年月日 | ★*1 | ★ | ★ | ★ | ★ | ★*2 |
| 性別 | － | － | ★ | ★ | ★*3 | － |
| 職業・職務*4 | － | ☆ | － | － | － | － |
| 健康状態告知*5 | － | ★ | ★ | ★ | ★ | － |

※すべての補償について「他の保険契約等＊6」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。また、医療費用補償特約(こども傷害補償)をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項（☆）となります。

＊1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。

＊2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。

＊3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。

＊4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

＊5 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

＊6 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

**［所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）］**

**①告知義務について**

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。なお、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者＊7、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときには、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。ただし、所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償に加入される場合で、保険の対象となる方（被保険者）を団体構成員と別居の子供、両親、兄弟とするときには、ご本人による告知が必要な場合があります。

＊7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。

a. 婚姻意思＊8を有すること

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

＊8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

**②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について**

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

**③告知が事実と相違する場合**

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日＊9から１年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります＊10。

●責任開始日＊9から１年を経過していても、保険金の支払事由が１年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません＊11（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。

＊9 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

＊10 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

＊11 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

**＜前記以外で、保険金をお支払いできない場合＞**

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる１年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

**④告知内容の確認について**

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

### 2 クーリングオフ

注意喚起情報

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

## 3 保険金受取人

注意喚起情報

**[傷害補償]**

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合＊1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。
死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までお申出ください。
＊1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

**[がん補償]**

保険金受取人を特定の方に指定する場合＊2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
＊2 家族型補償（本人型以外）の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません（保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。）。

## 4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

注意喚起情報

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります（例えば、乗換えで新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約すると、がんの補償のない期間が発生します。）。

# Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

## 1 通知義務等

注意喚起情報

**[通知事項]**

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくお手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

**[その他ご連絡いただきたい事項]**

●すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくお手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●所得補償、団体長期障害所得補償
保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額＊1がご加入時の額より減少した場合には、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
＊1 直前12か月における保険の対象となる方の所得＊2の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。
＊2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

●借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめお手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●こども傷害補償
ご加入時に指定した扶養者が亡くなられた場合等、扶養者が変更となった場合は、遅滞なくお手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

**[ご加入後の変更]**

●すべての補償共通
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

●がん補償
がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金（既に支払われた保険金を含みます。）についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意いただきますようお願いいたします。

## 2 解約されるとき

契約概要　注意喚起情報

ご加入を解約される場合は、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求＊1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
＊1 解約日以降に請求することがあります。
＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

## 3 保険の対象となる方からのお申出による解約

注意喚起情報

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

## 4 満期を迎えるとき

契約概要

**[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]**

●所得補償
就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。

●上記以外の補償共通
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。
この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

**［更新後契約の保険料］**

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

**［補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合］**

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

**［更新後契約の補償内容を拡充する場合］**

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額＊1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。
＊1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

**［更新後契約の補償内容を縮小する場合］**

がん補償において、がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を減額された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日（更新後契約の始期日）以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意ください。

**［保険金請求忘れのご確認］**

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、お手続きサイト等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。
更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

**［更新加入依頼書等記載の内容］**

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

**［ご加入内容を変更されている場合］**

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

## Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

### 1 個人情報の取扱い

注意喚起情報

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に、ご加入者および保険の対象となる方の保険加入情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

### 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といいます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

### 3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

### 4 保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

<table>
<tr><th>補償内容</th><th>保険期間</th><th>経営破綻した場合等のお取扱い</th></tr>
<tr><td rowspan="2">傷害補償、賠償責任に関する補償、<br>財産に関する補償、費用に関する補償</td><td>1年以内</td><td>原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。</td></tr>
<tr><td>1年超</td><td rowspan="2">原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償</td></tr>
</table>

## 5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

注意喚起情報

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、お手続きサイトのアドレスおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、お手続きサイト等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、お手続きサイトのアドレス等を加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、＜共同保険引受保険会社について＞をご確認ください。
●クレジットカードの解約等を行った場合には、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

## 6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
・附加給付の支給額が確認できる書類
・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または３親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
＊1 法律上の配偶者に限ります。
●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
1．保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
2．特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
3．ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
●保険金請求権には時効（３年）がありますのでご注意ください。
●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
1．保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2．相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3．保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

**事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。**

| 保険の内容に関するご意見・ご相談等 | 指定紛争解決機関 |
|---|---|
| **東京海上日動火災保険株式会社**<br><br>**お手続きサイト等記載の<br>お問い合わせ先にて承ります。** | **一般社団法人　日本損害保険協会 そんぽADRセンター**<br>注意喚起情報<br>東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（https://www.sonpo.or.jp/）<br>**03-4332-5241**（全国共通）　受付時間：午前９時15分～午後５時（土日祝・年末・年始を除きます。） |

**＜共同保険引受保険会社について＞**

| 引受保険会社 | 引受割合 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

| 引受保険会社 | 引受割合 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

**本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。）。**

**インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。**

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

**事故受付センター
（東京海上日動安心110番）**

**0120-720-110**
受付時間：**24時間365日**

# 告知の大切さについて、ご説明させてください。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方（被保険者）ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

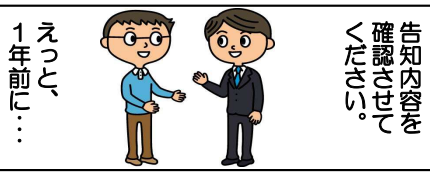
告知書は保険の対象となる方（被保険者）ご自身がありのままにご記入ください。*1
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2
※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。
団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。ただし、所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償に加入される場合で、保険の対象となる方（被保険者）を団体構成員と別居の子供、両親、兄弟とするときには、ご本人による告知が必要な場合があります。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。




## 告知いただく内容例は次のとおりです。

① 入院または手術の有無（予定を含みます。）
② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去２年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます。）の有無
③ 過去２年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無　等

### 以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去２年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去２年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

## ご注意ください。

### 告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。




※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。
また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

# サービスのご案内

**「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまで バックアップ！**
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

## ・メディカルアシスト　自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日
**0120-708-110**
*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

### 転院・患者移送手配 *2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

## ・介護アシスト　自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間：
（いずれも 土日祝・年末・年始を除く）
・電話介護相談　：午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介：午前9時～午後5時
**0120-428-834**

### 電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

### インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

### 各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

## ・デイリーサポート　自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。




受付時間：
（いずれも 土日祝・年末・年始を除く）
・法律相談　：午前10時～午後6時
・税務相談　：午後　2時～午後4時
・社会保険に関する相談：午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供　：午前10時～午後4時
**0120-285-110**

### 法律・税務相談

身の回りの法律や税金に関する電話でのご相談に対して、弁護士等が一般的なアドバイスを実施します。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
※具体的な紛争解決や事故処理を行うものではありません。

### 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険の制度・仕組みについて提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
※お客様の具体的な年金の内容や金額等についてお答えするものではありません。

### 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

## ・認知症アシスト

自動セット

**【対象となる補償】**
**介護補償にご加入いただいた場合**



脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

受付時間：（いずれも土日祝・年末・年始を除く）

・「認知症の人と家族の会」紹介　：午前9時～午後5時
**0120-775-677**

・脳の健康度チェック　：午前9時～午後5時
**0120-002-531**

・認知症介護電話相談　：午前9時～午後5時
**0120-801-276**

### 脳の健康度チェック（のうKNOW®）

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス「のうKNOW」をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間（約15分）で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは疾病の診断または予防に使用されることを目的としたものではありません。
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

### 認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1　お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

### 「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「（公社）認知症の人と家族の会*2」をご紹介します。*3

*2　認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。
*3　年会費については、お客様にご負担いただきます。

### 脳機能向上トレーニング

㈱NeUが提供する脳機能向上トレーニング（『脳を鍛えるトレーニング』）をご利用いただけます。
監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。
本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』
**［ホームページアドレス］　https://tmnf-brain-training.jp**

左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修：　川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。
※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

### ご注意ください　（各サービス共通）

・ご相談のご利用は、保険期間中（認知症介護電話相談については、てん補期間中も含みます。）にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

# 保険の対象となる方（被保険者）について
## 介護補償　－本人型－



### ■この保険に加入のお申込みをいただける方（ご加入者）

**JFRカードが発行するカード会員様**
※ただし「大丸松坂屋カード＜ゴールド＞大丸・松坂屋専用カード」会員様はご加入いただけません。

### ■「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入いただける方

| | |
|---|---|
| ① ご加入者 | |
| ② ①の方のご家族 | 配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟、配偶者のご両親 |
| | ①の方と同居されているご親族 |

※上記の範囲に加え、補償ごとに保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1について年齢*2条件があります。

**【保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1の年齢*2条件】**

| 補償の種類 | 年齢*2条件 |
|---|---|
| 介護補償 | 満　5歳以上満84歳以下 |

*1 「保険の対象となる方（被保険者）」欄にお名前を記載された方をいいます。
*2 団体保険期間の始期日時点の年齢をいいます。

### ■保険の対象となる方（被保険者）の範囲

**「保険の対象となる方（被保険者）」欄にお名前を記載された方**

**【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】**

（１）配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。
①婚姻意思*1を有すること　②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

（２）同居　：同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません（詳細は保険約款をご確認ください。）。

（３）親族　：６親等以内の血族または３親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

（４）未婚　：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

# 保険の対象となる方（被保険者）について
## 医療補償、がん補償　－本人型－



### ■この保険に加入のお申込みをいただける方（ご加入者）

**JFRカードが発行するカード会員様**
※ただし「大丸松坂屋カード＜ゴールド＞大丸・松坂屋専用カード」会員様はご加入いただけません。

### ■「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入いただける方

| ① ご加入者 | |
|---|---|
| ② ①の方のご家族 | 配偶者 |
| | ①の方と同居されているお子様、ご両親、配偶者のご両親、兄弟姉妹、ご親族 |

※上記の範囲に加え、補償ごとに保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1について年齢*2条件があります。

**【保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1の年齢*2条件】**

| 補償の種類 | 年齢*2条件 |
|---|---|
| 医療補償 | 満　5歳以上満84歳以下*3 |
| がん補償 | |

*1 「保険の対象となる方（被保険者）」欄にお名前を記載された方をいいます。
*2 団体保険期間の始期日時点の年齢をいいます。
*3 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人*1の年齢*2が満89歳以下とします。

### ■保険の対象となる方（被保険者）の範囲

**「保険の対象となる方（被保険者）」欄にお名前を記載された方**

**【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】**

（１）配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。
①婚姻意思*1を有すること　②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
（２）同居　：同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません（詳細は保険約款をご確認ください。）。
（３）親族　：６親等以内の血族または３親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。
（４）未婚　：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

この保険は、ＪＦＲカード株式会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてＪＦＲカード株式会社が有します。

＜ご注意＞
現在ご加入の方につきましては、表紙記載の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

**《お問い合わせ先》**
**◇ＪＦＲカードかんたんＷｅｂほけん　サポートデスク**
**TEL：０１２０－４０７－１７３　（受付時間：平日9:30～17:00）**

◇代理店　：　ＪＦＲカード株式会社
住所：〒569-8522　大阪府高槻市紺屋町2-1

◇保険会社　：　東京海上日動火災保険株式会社　関西営業第二部営業第三課
住所：〒541-0043　大阪府大阪市中央区高麗橋3-5-12

**《事故時の連絡先》**

◇事故受付センター（東京海上日動安心１１０）
TEL：０１２０－７２０－１１０　（受付時間：24時間・年中無休）